

取引参加者における内部者取引に係る売買審査の強化等について

平成 20 年 9 月 30 日  
株式会社東京証券取引所

項目	内容	備考				
I. 趣旨	<p>昨今の当取引所市場においては、未公表の重要事実を知った上場会社の役員等以外の者が内部者取引を行い、証券取引等監視委員会により告発又は課徴金納付命令を勧告される事案が散見されています。</p> <p>一般的に、上場会社の役員等以外の者と上場会社との間の直接の接点は見出しにくいため、取引参加者が内部者取引の受託を未然に防止することは困難ではありますが、取引参加者が内部者取引に係る事後的な売買審査を強化し、その審査結果等を当取引所に報告する等、取引参加者と当取引所とが一体となって対応を図ることにより、内部者取引に対する抑止効果が期待でき、ひいては当取引所市場の透明性・公正性の確保・向上に資するものと思われま。</p> <p>上記の観点から、「取引参加者における不正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」等を一部改正し、所要の整備を行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本対応は、日本証券業協会「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング分科会」の検討結果を踏まえたものです。</li> </ul>				
II. 概要	<p>(1) 抽出基準の追加</p> <p>取引参加者は、以下に掲げる銘柄及び顧客を当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出し、売買審査を行うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="479 1225 1489 1374"> <thead> <tr> <th data-bbox="479 1225 983 1273">銘柄</th> <th data-bbox="983 1225 1489 1273">顧客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="479 1273 983 1374">当該取引参加者が売買を行った銘柄のうち重要事実が公表された銘柄</td> <td data-bbox="983 1273 1489 1374">取引状況等から見て内部者取引を行った疑いがある顧客</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	顧客	当該取引参加者が売買を行った銘柄のうち重要事実が公表された銘柄	取引状況等から見て内部者取引を行った疑いがある顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>過重な経済的負担その他の理由に基づく抽出基準の変更は、左の抽出については認めないこととします。</li> <li>左の抽出及び売買審査等に係る社内規則の制定、顧客に対する措置の実施、社内記録の作成等については、現行規則のとおりです。</li> </ul>
銘柄	顧客					
当該取引参加者が売買を行った銘柄のうち重要事実が公表された銘柄	取引状況等から見て内部者取引を行った疑いがある顧客					

項目	内容	備考
	<p>(2) 当取引所への報告</p> <p>取引参加者は、売買審査の結果、当該顧客に係る取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、その売買審査の結果及び顧客に対して行った措置を当取引所に報告するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続きの詳細等については別途通知します。</li> </ul>
Ⅲ. 実施時期	当取引所が別に定める日から施行します。	

以 上